

令和2年4月8日

処遇改善加算についての情報公開

障害福祉人材の処遇を含む労働条件について、原価の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくために公費等による政策的対応がされています。具体的には、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加え、令和元年10月から福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

社会福祉法人てりてりかんぱには、平成21年4月から福祉・介護職員処遇改善加算、令和2年4月から福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定を行っております。それに伴い、賃金改善以外の処遇改善に対する取り組みについて情報公開をします。

I. 福祉・介護職員処遇改善加算（現行加算）について

福祉・介護職員処遇改善加算を算定するにあたり、以下の3つのキャリアパス要件（要件Ⅰ）～（要件Ⅲ）と、職場環境等要件（Ⅰ）～（Ⅲ）を満たすことが求められています。

当法人が満たしている要件は下記の通りです。

① キャリアパス要件

【要件Ⅰ】 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。

- ・ 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めています。
- ・ 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。
- ・ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知しています。

【要件Ⅱ】 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

- ・ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び資格取得のための支援の実施に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保しています。
- ・ 資質向上の目標として、生活支援員のサービス管理責任者・相談支援専門員等の資格の取得率向上に取り組めます。
- ・ 資格の取得に当たっては、研修受講日は出勤扱いとし、交通費・受講料等は全額法人負担とします。

【要件Ⅲ】 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

- ・ 勤続年数、経験年数に応じて昇給する仕組みを設けています。

② 職場環境等要件

【Ⅰ 資質の向上】

- ・ （項目）働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門

性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

→（当法人の取り組み）資格取得にかかる受験料・交通費・宿泊費等の補助、勤務シフトの考慮等を行い、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。

- （項目）その他

→（当法人の取り組み）障害特性を理解するための事例検討等の研修、人権・権利擁護に関する研修を実施しています。

【Ⅱ 労働環境・処遇の改善】

- （項目）雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

→（当法人の取り組み）管理者・事務局長は福祉人材育成に係る研修を受講し、また社会保険労務士からの教育を受け、労働法規に関する学びの機会を設けています。また、年次有給休暇取得の推進を積極的に行っています。

- （項目）ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っています。

→（当法人の取り組み）申し送りのソフトの利用に加え、随時ミーティングを行い、業務内容や支援の改善を図っています。

【Ⅲ その他】

- （項目）非正規職員から正規職員への転換

→（当法人の取り組み）就業規則に正規雇用等転換制度を定め、非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。

要件の満たし方により加算は（Ⅰ）から（Ⅴ）までのランクが設けられています。

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）	加算（Ⅳ）	加算（Ⅴ）
キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び キャリアパス要件Ⅲ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれも満たさず

以上により、当法人は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。

II. 福祉・介護職員特定処遇改善加算について

福祉・介護職員特定処遇改善加算を算定するにあたり、以下の 3 つの要件 (①～③) を満たすことが求められています。

- ① 現行の福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ～ (Ⅲ) を算定していること。
 - ・ 上記の通り、当法人は福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) を算定しています。

- ② 【要件Ⅱ】福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ 1 つ以上の取り組みを行っていること。
 - ・ 上記の通り、3 つの区分でそれぞれ 1 つ以上の取り組みを行っています。

- ③ 【要件Ⅲ】福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表し、見える化を図っていること。
 - ・ 当法人のホームページにて取り組みの公表を行っています (本資料)。

以上により、当法人は福祉・介護職員特定処遇改善加算 (Ⅰ) を算定しております。

以上